

平成30年度 学校経営方針

学校経営にあたって

学校経営は地域、保護者、全職員の積極的参画と協働のもと人的・物的・その他の経営資源を活用し、教育目標を効果的に具現化するための営みである。

本校は校訓を「健康・思いやり・自律」と掲げ、児童生徒一人一人が可能な限り自立し社会参加する「生きる力」を育む教育活動を実践する学校づくりに努める。

1 本校の教育目標

児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階及び特性に応じた教育を実践し、児童生徒一人一人が可能な限り自立し社会参加する「生きる力」を育む。

2 本校の教育目標を具現化する基本方針

本校の児童生徒に共通する「生きる力」とは、

- (1) 健康を保持する力
- (2) 地域で長く楽しく活動する力

と捉えて、教職員個々の経験や専門性と地域資源を十分に活かし、計画的、組織的に学校を機能させ実践する。

〈本校のめざす子ども像〉

- 健康を意識する子
- 素直で思いやりのある子
- 主体的に活動する子（ジンプンのある子）

〈本校のめざす教職員像〉

- 児童生徒の将来像を描き実践する教職員
- 多様な角度から検討し、論理的・客観的に学校運営に参画する教職員
- 受容的・共感的な姿勢で臨み、自信に満ちた教職員

3 学校経営の重点目標

- (1) 児童生徒の「生きる力」を育む教育の実践
- (2) 安心安全な学習環境整備の推進及び校内緑化の推進
- (3) 保護者及び関係機関とのさらなる連携の強化
- (4) 教職員の資質向上を図る研修の充実
- (5) 開かれた学校づくりの推進

4 本年度の具体的取り組み

(1) 児童生徒の「生きる力」を育む教育の実践

- ①児童生徒の「生きる力」の具体的事項を明確にし共通確認を図る。
- ②具体的に示す「生きる力」への取組みの体系化を図る。
- ③授業時数の確保に努め、基礎的・基本的内容の定着に努める。
- ④「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」と連動した学習活動の実践。
- ⑤高等部において、可能な限り自立し社会参加に向けて「個別の移行支援計画」を作成し、学校と地域社会をより深く結びつけ活用する。
- ⑥キャリア教育（進路指導）の充実を図る。
- ⑦自立活動専科等を中心とする実践的な取組みの強化。

(2) 安心安全な学習環境整備の推進及び校内緑化の推進

- ①学校安全計画、学校保健計画に基づく学習活動の実践。

- ②毎月の安全点検の確実な実施。
- ③児童生徒に係る緊急シミュレーションの実施及び見直し。
- ④医療的ケア実施委員会の毎月の実施及び情報交換、意見交換の実施。
- ⑤医教連絡会の毎月の実施及び情報交換、意見交換の実施。
- ⑥防災（地震・火災）避難訓練や不審者侵入対策訓練の実施、対策の見直し。
- ⑦学校緑化計画に基づく活動の推進。

（３）保護者及び関係機関とのさらなる連携の強化

- ①居住地交流や交流及び共同学習の推進。
- ②保護者の学校行事、学習活動への参画の推進。
- ③名護療育医療センター職員及び各種専門家の積極的な活用。

（４）教職員の資質向上を図る研修の充実

- ①児童生徒の「生きる力」を育成する指導体制の構築に係る校内研修の充実。
- ②基礎・基本事項の再確認及び実践でのあり方の確認。
- ③学校内人材育成（OJT）の促進。
- ④教材教具の工夫改善、ICT 機器の積極的な活用を推進。
- ⑤特別支援教育のセンター的機能の充実。
- ⑥新学習指導要領を見据えた教育課程の再確認を図る。
- ⑦自立活動専科等による再現性の高い指導のあり方についての発信。

（５）開かれた学校づくりの推進

- ①保護者会及び地域社会における児童生徒の「生きる力」の育成を図る活動の拡充。
- ②学校評価を踏まえ教育活動等の改善を図る。
- ③ホームページや各種便りを通して、情報提供に努める。

５ 教育課程編成の基本方針

教育課程は、学校全体で組織的、継続的に児童生徒に教育活動を実践するために必要な教育計画である。学校が教育活動を進めていく基本となるものである。

教育課程の編成に関して、下記の事項に留意する。

- （１）学習指導要領及び教育関係法令、本県の教育施策等に基づいた教育課程を編成する。
- （２）児童生徒が可能な限り自立し社会参加する「生きる力」を育成する教育課程を編成する。
- （３）準ずる教育・下学年代替、知的障害教育代替、自立活動を主とする教育を基本に児童生徒の実態を考慮し、弾力的に編成する。
- （４）交流及び共同学習、居住地交流を教育課程に位置づけ編成する。
- （５）保健・安全教育、図書教育を教育課程に位置づけ編成する。
- （６）道徳は、全体計画を作成し教育活動全体を通して道徳教育を展開する。
- （７）各教科等の授業は、小・中学部年間 35 週（小学部 1 学年は 34 週）以上に行うよう、また高等部は年間 35 週を標準として計画する。週時数や年間総時数は、小学校、中学校、高等学校及び県から示される通知に準じて確保する。
- （８）1 単位時間については、小学部 45 分、中学部及び高等部は 50 分を標準とする。
- （９）中学部、高等部の休み時間は、5 分とし、移動や休息の時間とする。排泄等については、生徒の発達段階に応じて定時に指導する。また、要求伝達の力の伸長を図るために、時・場所・場合（TPO）に応じて生徒自らの意思表示により対応する。
- （10）訪問学級の時間数は、対象児童生徒一人につき、小・中学部週 3 回 6 時間、高等部週 4 回 8 時間を標準として教育課程を編成する。
- （11）保護者の願い、職員構成、地域環境、学校施設・設備の状況を考慮した教育課程の編成に努める。
- （12）児童生徒の実態に応じて、年度途中から別の指導形態への移行も考慮する。